

社会福祉法人松寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び顧問をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3. 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2. この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3. この法人の全顧問の報酬総額は、年間35万円以内とする。

4. 理事に対する報酬は、別表1「理事の報酬」に定める額とする。

5. 監事に対する報酬は、別表2「監事の報酬」に定める額とする。

6. 顧問に対する報酬は、別表3「顧問の報酬」に定める額とする。

7. 評議員に対する報酬は、別表4「評議員の報酬」に定める額とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人松寿会旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬は通貨をもって本人にその都度支払うものとする。ただ

し、理事長については、月末の翌月 7 日に支払うものとする。支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補足)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

旧規程の廃止

平成 9 年 9 月 1 日から施行の役員費用弁償に関する規程は平成 29 年 6 月 18 日廃止する。

別表 1

名 称	報 酬 (日額)	備 考
理事長 報酬	12,000円	
理 事 報酬	10,000円	

別表 2

名 称	報 酬 (日額)	備 考
監 事 報酬	10,000円	

別表 3

名 称	報 酬 (日額)	備 考
顧 問 報酬	10,000円	

別表 4

名 称	報 酬 (日額)	備 考
評議員 報酬	10,000円	